

有料老人ホームの平常時の感染対策に係る 実態調査および訪問指導の実施について

-地域の感染管理認定看護師とのネットワーク構築を通じて-

○茅野正行¹⁾ 永野由布子²⁾ 久保田朝圭²⁾ 長谷川久美子²⁾ 坂本三智代³⁾ 上谷かおり⁴⁾
 都城保健所兼小林保健所¹⁾ 都城保健所²⁾ 感染症対策課³⁾ 元都城保健所⁴⁾

I はじめに

2020年3月本県で新型コロナウイルス感染症患者が初めて確認されて以降、保健所として患者の積極的疫学調査や療養先の調整などとあわせて、高齢者施設等への感染対策の指導を行ってきたところである。

2022年夏の第7波において、都城保健所管内では2022年7月15日から9月30日までの間に高齢者施設65施設において延べ506名が感染し、65施設の約半数が有料老人ホームであった。当所では、管内の高齢者施設入居者に感染者が発生した際に、当所の感染症担当者が状況確認をした上で、管内の医療機関に在籍している感染管理認定看護師（Certified Nurse Infection Control：以下、「CNIC」という。）の派遣調整を行ってきたが、CNICの施設指導時には、既に複数の感染者が確認されており、感染拡大を抑えるための対策が難しい状況にある場合が少なくなかった。実際に指導を行ったCNICからも、感染拡大を防ぐためには発生前の平常時からの感染対策が重要であり、研修会形式では限界があることから、平常時に訪問指導を行うことが、施設の感染対策向上に効果的ではないか、との提案があった。そこで、都城北諸県地域のCNIC6名とWeb形式での協議の場を設定し平常時の感染対策について協議をした上で、特に感染者が多く確認された有料老人ホームに対して、感染対策に関する実態調査と平常時の訪問指導を実施したので報告する。

II 実際の取組

1 有料老人ホームの感染対策に関する実態調査

(1) 調査概要

①対象

都城保健所管内の有料老人ホーム86施設

②期間

令和4年12月23日から令和5年1月13日まで

③方法

宮崎県電子申請システム

(2) 調査結果

回答施設は54施設（回答率62.8%）であった。

回答選択式の項目については、令和4年1月以降、入居者で感染者が発生していない施設が15施設（全体の27.8%）、検査キットで陽性が判明した後の医療機関との連携に係る事前の相談をしていない施設が16施設（全体の29.6%）などであった。自由記載項目では、「施設内の新型コロナウイルス感染を経験しておらず、対策・準備ができていない」「感染者が確認されゾーニング等を行ったが、対応に苦慮した」などの意見がみられた。

表1 施設入居者の新型コロナ発生状況（令和4年1月以降）

発生回数	施設数
ない	15
1回	30
2回	6
3回	3
合計	54

表2 検査キットで陽性が判明した後の医療機関との連携に係る事前の相談について

回答	施設数
相談していない	16
相談している	38
合計	54

表3 平時からの感染管理認定看護師の訪問指導について

回答	施設
希望しない	21
希望する	33
合計	54

2 有料老人ホームへの平常時の感染対策に関する訪問指導

(1) 事前準備

実態調査とあわせて、訪問指導に関する希望調査を実施した。その結果、54 施設のうち、33 施設（全体の 61.1%）が希望すると回答したため、CNIC と都城保健所とで協議を行い、訪問指導が特に必要と考えられた 6 施設を選定した。CNIC に対しては、事前に対象施設へ送付し施設での自己評価を依頼した「平常時の感染対策チェックリスト」の施設回答および令和 3 年度に当所で作成したゾーニング案入り施設平面図を共有した。

(2) 実施期間

令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月 10 日まで

(3) 実施結果

訪問指導の際には、保健所職員が同行し、課題の共有と指導内容の確認を行った。6 施設のうち、1 施設については、訪問指導予定日の直前に入居者の感染が確認されたため、クラスター対策として CNIC の派遣を行い、保健所職員は同行しなかった。

(4) 実施後の対応

実際に訪問した CNIC が感染対策の評価と今後優先して改善すべきポイントを記入した「平常時の感染対策チェックリスト」様式を、保健所から施設に送付した。今後について、今回の訪問指導をふまえて施設側の感染対策が実際に向上したことを確認するため、訪問指導後、一定の期間を経て保健所職員が再び施設を訪問し、改めて感染対策の状況を確認する予定としている。また、今回、希望した全施設に訪問指導を行うことはできなかったが、今回の実態調査で、感染対策に苦慮している施設が少なからず認められたことを踏まえて、CNIC（医療機関）主催にて管内の有料老人ホームを対象とした感染対策に関するセミナーを実施する。

III 考察

今回の実態調査では、感染対策に苦慮している施設の実態が明らかとなった。訪問指導では、保健所の事前の調査で感染対策ができていると回答した施設においても、誤った対策が行われていた事例があり、実際に施設へ訪問指導を行うことの重要性が示唆される結果となった。

新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけが令和 5 年 5 月 8 日に「新型インフルエンザ等感染症」から「5 類感染症」に変更となるが、類型変更後も、高齢者施設における新型コロナウイルス感染症を含めた感染症対策は変わらず重要であり、保健所も感染対策の指導などの役割を引き続き担うものと考えられる。今回の取組について、地域の専門家である CNIC と連携を行うことで、実際の訪問指導やその後の感染対策に関するセミナーなど、より充実した教育・指導を行う結果につながった。このように CNIC とネットワークを構築し、地域へつなげることについても、今後保健所に求められる重要な役割の 1 つと考えられる。

<参考文献>

1) 厚生労働省：「介護現場における（施設系 通所系 訪問系サービスなど）感染対策の手引き第 2 版」